

与謝野晶子の「結婚」観

—— 「女性の経済的自立」との関連で ——

田 口 道 昭

周知のとおり、与謝野晶子は、「やは肌のあつき血汐にふれも
見でさびしからずや道を説く君」や「くる髪の手すじの髪のみだ
れ髪かつおもひみだれおもひみだるる」などの歌を詠んだ歌集
『みだれ髪』を明治三十四（一九〇一）年に刊行し、当時の若い
知識層に大きな影響を与えた。また、この歌集が与謝野姓を名乗

る以前の、晶子自身の恋愛の「物語」とともに読まれ、晶子が
「恋愛」の具現者として関心を持たれたことも見逃せないだろう。
与謝野鉄幹と鳳晶子をはじめて出会ったのが明治三十三年八月の
こと、歌の師としての尊敬からやがて恋愛感情へと発展し、明く
る年の栗田山での逢瀬を経て、六月には上京、鉄幹のもとに身を
寄せることになる。八月に刊行された『みだれ髪』には「こもり
居に集の歌ぬくねたみ妻五月のやどの二人うつくしき」といった
歌のように、歌集に収録する歌を二人で選ぶ姿を賛美する歌など
も収められた。十月一日には木村鷹太郎を媒酌人として結婚。翌
年の一月十三日に入籍している。この年の秋に上京した石川啄木

は、与謝野夫婦と会ったあと、「晶子さまは気品の高い女です。
若しあの人を醜いとか何とか評する人があつたら私はその人の極
めて卑下な人格の人と断言することが出来ます」（小林茂雄宛、
一九〇二年一月一八日）と友人に宛てて書いているが、晶子は、
その歌だけでなく、恋愛の成功者として若い世代に感化を与えて
いたというべきだろう。

その後、晶子は、明治四十二（一九〇九）年頃より評論を書き
はじめ、大正時代には旺盛な評論活動を展開するにいたり、「恋
愛」や「結婚」に関しても多くの発言を残している。それらの発
言は、「母性保護論争」の議論とも接点を持ちながら、晶子の女
性論のなかで重要な位置を占めている。

本稿では、これらの評論活動の中で展開された晶子の「結婚」
観を、女性の経済的自立の主張と併せて考察し、その同時代的、
現代的意味を明らかにしたい。

与謝野晶子の「結婚」観は、「結婚の新様式」(「太陽」一九一六年六月)という文章に端的に示されている。

私の云ふ結婚は、第一に二人が省みて純粹と熱烈と聡明とを備へたと自覚される愛情の一致。第二に男も女も自分一人に要する衣食の資力だけを各自に何等かの労働で取得すること。第三にその各自の収入を持ち寄つて、その収入の程度で或は間借りをし、或は一戸を借りて合資的協同生活を営むこと。第四に子供の養育費を或程度まで儲蓄し得るまでは、不幸な境遇に置くことの子供を産まぬ用意をすること。第五に万一後日に愛情が齟齬するやうになつて、其れを調節することにあらゆる真実の努力を加へても到底回復の見込の立たない時は、断然合意的に聡明な解決を撰んで離婚すること。

晶子が、「結婚」を「愛情の一致」に基づくものであるとしていること、女性も「労働」し、経済的に自立すべきことを主張していることにまず注目したい。

「結婚」が「恋愛」や「愛情」に基づくかなければならないという主張は、晶子の「結婚」論の大前提である。「愛情の全く欠けた結婚、愛情の比例しない結婚、年齢が余りに相違して居る為に愛情と体質との平衡を得ない結婚などが、何うして生涯の幸福を期し得られやう」(「理智に聴く女」「婦人乃鑑」一九二一年八月)

といった発言は、晶子の評論活動の当初からみられ、その後も「恋愛は結婚の精神であり、結婚は恋愛の体制である」(「結婚の現代的意義」「中外新論」一九一八年二月一日)、「結婚に就ても大切な事は両者の愛情」(「娘の結婚」「横浜貿易新報」一九二六年一月)といった言葉にみられるように、「恋愛」「愛情」と「結婚」の結び付きの必要性は何度も繰り返されている。

また、同時に、「恋愛結婚は愛情の民主主義化である。当事者がみづから選択すると共にみづから責任を負ふ結婚である。この結婚を完成することは一生の訓練を要する」(「愛の訓練」「女学世界」一九一七年六月)、「夫婦の間に其愛を常に新しく創作する努力が無ければ、真の理想的夫婦とは云はれない」(「愛の創作」「明星」一九二二年二月)といった発言にみられるとおり、「結婚」は不断の努力によつて営まれるものとされる。それは、夫寛との結婚生活の中で感得されたものであろうことが推察される。晶子三十代の文章がある。

現在ではまだ奇蹟のやうに思はれて居る恋愛結婚が生活理想の急転に由つて遍く実行される時代が遠からず来るとしても、人の心は固定して居ないのでから、其恋愛が自然に解体する機会が生じないとも限りません。熱烈な愛情の上に結ばれた夫婦生活が必しも永久に一致を続けて居なかつた例は昔から少くないことです。(「貞操は道德以上に尊貴である」「淑女画報」一九二五年二月)

そして、「愛の創作」（前掲）では、「私自身の経験を云ふと、この廿年間に私達夫婦の愛情はどれだけ多く変化して来たか知れません。決して最初の儘の恋愛を以て一貫し、終始変ることの無かつたと云ふ風の固定した静的な夫婦関係ではありません」、「私達は昨日の恋愛を其儘に静止させ、其上に糊塗して、『永久不変の愛』と云ふやうなものを頼みにして居るものではありません。常に大に二人の愛が進化移動して止まない事を祈つて居るのです」と書き、自身の経験に言及しつつ夫婦の「愛情」を継続させる努力についての発言を重ねている。後年の文章では「結婚生活を完成して行く一生の過程は一面に苦行の過程であり、その苦行に堪へて挫折しない所に、すべての人間活動がさうである如く、大きな享樂がある」（「結婚は若い二人の責任」「婦人公論」一九三四年八月）と、「苦行」という言葉でたとえており、平穩とばかりいえなかつた寛との結婚生活をうかがわせてもいる。¹⁾

ところで、晶子は主に「愛」「愛情」という言葉を使っているが、これは必ずしも情熱的な恋愛を意味しない。晶子は、自身の恋愛をふりかえって「何事をも恋愛に引附けて本末軽重を評価」（「私の恋愛観」「女学世界」一九一六年七月）するような恋愛偏重の時期を経て現在に至つたと述べており、『みだれ髪』にみられたような「恋愛偏重時代」とは距離を置いている。また、別の文章では「結婚前の男女交際は物事の解つた父母師友兄弟などの立会を得て必ず行ふ事を主張する。かの絶対の自由恋愛などを唱へるものは、自己の尊貴を疎かにする軽はずみの女である」（前掲「理智に聴く女」とさへ言い、「夫婦、親子、朋友の愛も初め

の中は感情一偏の愛であるが、少し年齢が長けて行つた後に誠実と知性との理解が伴はない愛は危い」（「姑と嫁に就て」「太陽」一九一五年九月）と述べている。評論家としての晶子はむしろ理性的な結び付きによる結婚を説くのである。

なお、晶子の言うように「結婚」が「恋愛」や「愛情」を基礎とするべきものだとして、明治、大正時代にそうした条件があつたかといえ、晶子が「奇蹟のやうに思はれて居る恋愛結婚」と呼んだように、やはり多くの面で制約があつただろう。晶子も、その点について考慮の外にいていたわけではない。「良人の選択は娘自ら社交界に遊ぶ自由を利用して択ぶとも、物事の解つた師友や父兄が先づ選択して、娘が更に随意に諾否を決するとも、何れでも可いと思ひます」（「婦人の青春時代」「女学世界」一九一一年一月一日）といった発言など「出会い」に関して柔軟な姿勢を見せているほか、「男女を互に幼い時から親しくさせて慣れさせることが必要」だとして、「小学から男女を共学させ、女学校を廃して、中学に於ても男女を共学させるやうにしたい」（「将来の男女道徳」「大阪毎日新聞」一九一七年一月八日）という提言なども行っている。

さらに、「私は男女合意の結婚でなくては眞の結婚と認め難い」とする一方、「良縁がなければ結婚しないと云ふ堅実な覚悟が必要だと思ひます。男も女も結婚しなければ生きて行かれないと云ふものでない」（「生理上並びに現代日本の社会状態より観たる女子の結婚適齢」「婦人公論」一九一六年一月）と、「恋愛」と「結婚」をめぐる日本の現実を踏まえた発言も行っており、評論家と

しての晶子は必ずしもロマンティックな恋愛至上主義者ではなかつた。²⁾

三

このような晶子の結婚観は、「結婚」「愛情」を支えるために女性の経済的な自立の必要を説く点において、もつとも独自性を示している。³⁾

男子の財力をあてにして結婚し及び分俵する女子は、たとひ其れが恋愛関係の成立して居る男女の仲であつても、経済的には依頼主義を採つて男子の奴隷となり、若くは男子の労働の成果を侵害し盗用しつゝ、ある者だと思ひます。男女相互の経済上の自立を顧慮しない恋愛結婚は不備な結婚であつて今後の結婚の理想とすることが出来ません。(「女子の徹底した独立」「婦人公論」一九一八年三月)

「母性保護論争の発端」(香内信子⁴⁾)とされる一文であるが、晶子の「結婚」観には、女性の経済的自立という問題が分かち難く結び付いている。この問題意識は「女は掠奪者」(「横浜貿易新報」一九一七年二月一六日)という詩にも表現されている。

呉服屋の闕を跨ぐ女に／掠奪者で無い女があらうか。／掠奪者、この名は怖ろしい、／しかし、この名に値する罪悪を／恬として実行して居る者は、／ああ世界無数の女では無いか。

／―其女の一人に私がある―／女は父の、兄の、弟の、／良人の、あらゆる男子の、／智識と筋力と血と汗を集めた／労働の結果である財力を奪つて／我物の如くに振舞つて居る。
／一掛の襟を買ふ金とても／女自身の正当な所有では無い。
／女が呉服屋へ、化粧品屋へ、／貴金属商へ支払ふ／あの巨大な額の金は／悉く男子の懐から奪ひ取るのである。(第三連)

《前略》お前は妻として／どれだけ良人の職業を理解し、／どれだけ其れを助成したか。／お前は良人の伴侶として／対等に何の思想を語り得るか。(第四連)

お前は一日の糧を買ふ代をさへ／自分の労働で儲けたことがあるか。《後略》(第五連)

さらに第六連では「私は先づ働らかう、／私は一切の女に裏切る、／私は掠奪者の名を愧ぢる。」とうたわれるが、この詩は中流以上の「家庭」にある女性を「掠奪者」として規定し、女性の経済的自立の必要性を強く訴えたものとなっている。市場に供される労働だけが労働であるという論理を内包する晶子の見解は当然問題を含むものであつたが、それだけにいっそう女性の経済的自立への強い思いがうかがえるだろう。

晶子のこうした考えに対して、平塚らいてうが「婦人の経済的独立はともあれ、十分な言葉の意味での母の経済的独立といふこ

とは余程特殊な労働能力のある者の外は全然不可能なことだとしか私には考へられませんか」(「母性保護の主張は依頼主義か」「婦人公論」一九一八年五月)と、「母性」保護の立場から反論し、これに対して晶子は、「労働制度の改造も男女相互の経済的独立心が旺盛にさへなれば実現されるべき事実です」(「平塚さんと私の論争」「太陽」一九一八年六月)と答えた。これに、山田わかや山川菊栄が加わって応酬が続くことになり、いわゆる「母性保護論争」が展開されていった。

この論争を晶子の「結婚」観とのかかわりでいえば、晶子が「女性の経済的自立」を主張したのは、夫婦が対等な立場にあることが「結婚生活」のうえで不可欠だとみているからだ。晶子によれば、「夫婦が対等の位地で互に尊敬し自然に相和して行かれる様な立派な道徳の上に家庭を作る事を教へないのは未開野蠻の遺風」(「離婚について」「東京二六新聞」一九〇九年四月八―一日)であり、男女の関係はあくまで対等のものであるべきであった。そして、「真の精神生活、最も堅実な精神生活の重要な一つの条件として女子の職業的独立を主張します」(「婦人の経済的独立」一九一七年一二月)という言葉にもみられるように、対等な関係とは、経済的な独立に裏付けられた人格的、精神的に独立した者同士で成り立つものである。

こうした主張は、「婦人改造の基礎的考察」(「改造」一九一九年四月)では、女性の改造の方向として挙げている「自我発展主義」「文化主義」「男女平等主義」「人類無階級の連帯的責任主義」と並んで、「汎労働主義」という言葉が用いられている。トルス

トイによって「学問的基礎」を与えられたとするこの「汎労働主義」について、晶子は次のように書いている。

私は文化価値を創造する文化生活の過程は全く労働の過程であると考へ、人は心的または体的に労働することによつて初めて自我の発展が出来るのですから、文化生活は労働の所産であり、人間が一樣に労働すると云ふことを外にして、決して文化主義の生活は成り立たないと思ふのです。それで私は、すべての人間が労働道徳の実行者となることを望み、現在のやうに不労所得によつて衣食する階級と、労働の報酬によつて衣食する階級との対抗を無くして、労働者ばかりの社会となることを要求して居るのです。

そして、この立場から「女子にもあらゆる労働と職業とを要求し、また其れの準備として女子の高等教育を要求」という。ここでは、「労働することによつて初めて自我の発展が出来る」として居ること、そして、「すべての人間が労働道徳の実行者となること」によつて、「文化主義」が実現できるとして居ることが重要であろう。右の一文にいう「不労所得によつて衣食する階級」とは「資本家」を念頭においてのことだろうが、同じ論理は女性にも適用される。「汎労働主義」とはあらゆる人間が「労働」することであり、女性も例外ではない。晶子にとつて「労働」とは、単に生活のための賃稼ぎを意味するのではなかった。

また、女性が職業を持ち、労働をするのならば、「家庭」は男

女協同で営まれるものとなる。晶子は、「家庭は男と女とから成立するものである以上、女子に家政の訓練が必要であるなら、協同生活の組合員である男子にも家政の訓練が必要である」と言い、「夫婦として相互の恋愛を完成し、父母として子女を愛育し、社会の一員として其義務を行ふ根拠地が家庭であるとすれば、家庭とは男にも女にも平等に必要な場処であるのです」（「家政に対する私の解釈」『横浜貿易新報』一九一七年六月一〇日）と主張する。「親としての男女協力」（『婦女新聞』一九二〇年一月二八日）では、「只今の若い親達は、文字通りに男女協力の中に子供を育てようとして居ます。従来の習慣では、子供は母任せで、父親は殆ど関係しないのが当り前の事になつて居ましたが、只今は、嬰兒の時から、乳の世話、衣類の選択、衛生の注意に至るまで、父親が母と等分に、その責任と苦勞とを共にして居ます」と書いている。実際に、このような家庭があつたのか、小山静子の言うとおり、「あまりに現実離れた印象を与える」⁷。晶子の見聞した新中間層の一部ではそのような家庭もありえたかもしれないが、それが一般的になつていたとは言い難い⁸。

四

さて、以上のような晶子の論理は、晶子が評論活動を展開した当初から「良妻賢母主義」への批判となつて表れている。

常日頃私は今の女子教育が未だ未だ真の文明教育の趣意に遠かつて居ると思つて居ります。女子大学などと申す立派な

名義の学校まで出来乍ら、多数の生徒は何を習つて居るかと言へば、良妻賢母主義の倫理と家政科と言ふ割^{にたぎ}の御稽古とが主に成つて居ります。（「離婚について」『東京二六新聞』一九〇九年四月八日〜十一日）

近頃女子の職能を制限して結婚する事と子を生み且つ養育する事とのみにあると力説する人がありますけれど、現代の根本精神の一つである「自由討究」を重んずる私共の心には「何故に」と叫ばざるを得ません。（『女子の独立自営』「婦人の鑑」一九一一年四月）

小山静子によれば⁹、良き妻、賢い母であれとする「良妻賢母」主義は、次世代の国民の養成、夫の社会的な労働等を家庭で支えるものとして、一八九〇年代頃より展開されたものであるが、晶子は早くからその批判者だつた。それらは、性的役割分業を前提にし、女性に「女らしさ」の規範を課すものだつた。

ただし、このような「良妻賢母」育成の対象となるのは、まずは当時の中流以上の階級の女性たちだつた。彼女たちはやがて「主婦」となる存在になつていった。そこから、晶子の女子高等教育に対する発言や、中流以上の階級の女性への提言、訴えというかたちで評論は書かれることになつた。晶子の評論の発表媒体自体が一定の知識層を対象としたものだったことはいまでもない。

ところで、晶子が良妻賢母像を批判し、女性の自立を促した背

景として、第一に、晶子の理想に平安朝の女性たち——とりわけ紫式部がいたこと、また、晶子自身が堺の実家の菓子屋駿河屋で「働く女性」だったことが挙げられるだろう。

晶子は、「理智に聴く女」（前掲）で、「徳川時代以前の女が親より家産を子女に平分せられ生活の保障を得て居た為に、心にも無い財産結婚を拒み得た如く、自労自活の資格に自恃のある女は、男子の収入を当に生きるが如き依頼心を持たずに、毅然たる態度を執る事が出来る。然らざれば女は蔭の物でない、立派に独立せる一人の人である」と述べていたが、「経済の保障があつて自由な生活を実行し得たと云ふことも女流文学者が其才分を伸ばし得た原因になつて居」（「紫式部と其時代」「新真婦人」一九一五年一〇月）たのであり、晶子が「天才婦人」として「日本女性史上の唯一人」（「紫式部の事ども」「淑女画報」一九一五年一月）である紫式部もそうした中から生まれたとしている¹⁰。

また、晶子は少女時代から自分が働いていたことを何度も書いているが、「母性保護論争」の渦中にも次のように書いている。

私は四、五歳の時から貧しい家庭の苦痛を知り初め、十一、二歳より家計に關係して、使用人の多い家業の労働に服しながら、廿二、三歳までの間に、あらゆる辛苦と焦慮とを経験して、幾度か破綻に瀕した一家を、老年の父母に代り、外に学んで居る兄や妹にも知らせずに、兎にも角にも私一人の微力で、一家を維持し整理して来たのです。他人が中年になつて経験する経済生活の試練を私は娘時代に於て嘗め尽しまし

た。（「平塚、山川、山田三女史に答ふ」「太陽」一九一八年一月）

田川健三が指摘するとおり、「与謝野晶子はもともと町人の出であり、「彼女のの中の、人間が自分の生きていく食いぶちを自分で稼ぐのは当り前、さもなければ人間としての自立を、従つて人間としての尊厳を失つてしまふ、という感覚は、自ら働くことによつて生きてきた町人（や農民）の当然の生活感覚なのである」¹¹。また、田川は、晶子が「食うために働いている大多数の庶民の生活を知っており、そこから発してものを考えている」と指摘しているが、実際、晶子は、漁村や農村で働く女性や、工場で働く女性に関する言及が多い。「母性保護論争」の渦中も「誰も知る通り種々の繊維工業を初め、鋳業其他の工場労働に服して居る我国の女子は六十万を越えて居る。之に農業、漁業、女中、仲仕人足、行商人、店員、事務員等に従事して居る女子を加へるなら、労働階級の婦人は非常に大数に上り、其数は男子の労働者の倍数にも当るであらうと想はれる」（「女子の職業的独立を原則とせよ」「女学世界」一九一八年一月）と書いている。

それを実際の数字で見ると、一九二〇年の有業率（全人口に占める有業者の比率）は、男性が六一パーセントで一六九七万人、女性が三七パーセントで一〇二二万人¹²、そのうち女性の職種の分布は、多い順に農林業（六一・四パーセント）、工業（一五・五パーセント）、商業（一〇・一パーセント）、家事使用人（五・二パーセント）である¹³。晶子が、「労働階級の婦人」が「男子の

労働者数の倍数に当る」というのはいい過ぎだが、多くの女性が職業に就いていたことは事実である。なお、一九一〇年の労働力率は六〇パーセント、一九二〇年には五〇パーセントであり、晶子の主張は、そのような現実を支えられていた。

また、落合恵美子の作成した年齢別女子労働力の変化の図を参照すると、¹⁵女子労働力率の頂点は結婚前にあり、その後職業から離れる傾向があるが、一八八〇年はまだ八〇パーセント近くの女性が四〇代後半までは働いている。その後、一九〇〇年で六五パーセント以上、一九二〇年で五〇パーセント以上の女性が結婚後も働いている。結婚後、いったん退職し、再度職に就くといった私たちの「M字型曲線」をはっきり描くのは、戦後のことである。

落合恵美子が指摘するように、「戦後、女性は社会進出した」のではなく、「戦後、女性は主婦化した」のである。らいてうは「婦人の経済的独立はともあれ、十分な言葉の意味で母の経済的独立といふことは余程特殊な労働能力ある者の外は全然不可能なことだとしか私には考へられません」（『母性保護の主張は依頼主義か』「婦人公論」一九一八年五月）と言ったが、女性が「母性保護」も賃金も不十分な中で既に働いていたことは事実なのである。晶子の「経済的独立」の論拠には、以上のような多数の働く女性の存在があったと考えられる。

五

しかし、女性たちが「経済的独立」に足る賃金を得ていたかという点、極めて不十分であったことも事実である。とりわけ「下

層民にとっては、『男は仕事、女は家庭』、あるいは『男は家族の扶養者、女は家事』ではなく、『男は生計維持の責任者、女は生計補助者』という性別役割分担が貫徹していた」（姫岡とし子）¹⁶。

晶子は先に挙げた「結婚の新様式」では、「男も女も自分一人に要する衣食の資力だけを各自に何等かの労働で取得すること」「各自の収入を持ち寄つて、その収入の程度で或は間借りをし、或は一戸を借りて合資的協同生活を営むこと」「子供の養育費や或程度まで蓄積し得るまでは、不幸な境遇に置くことの予想せられるやうな子供を産まぬ用意をすること」といった項目を挙げ、母性保護論争の渦中にも「男も女も自分達夫婦の物質的 생활は勿論、未来に生るべき我子の哺育と教育とを持続し得るだけの経済上の保障が相互の労働によつて得られる確信があり、それだけの財力が既に男女の何れにも貯へられてゐるのを待つて、結婚し且つ分娩すべきものであつて、たとひ男子にその経済上の保障があつても女子にまだその保障が無い間は、結婚及び分娩を避くべきものだと思ひます」（『女子の徹底した独立』「婦人公論」一九一八年三月）と書いたが、こうした主張は当時どれだけの現実性があったのだろうか。

例えば、明治四十五（一九一二年）年の職種別賃金で一日に稼ぐ賃金が、男性で「機械」六六銭、「電気」五六銭、「印刷・製本」五二銭、「製紙」五十銭、「農作日雇」で四四銭のときに、女性は、「機械」が二七銭、「蚕糸・繰糸」で三一銭、「製紙」二六銭、「綿紡績」二八銭、「農作日雇」二九銭である。¹⁷同じ「製紙」で女性は半額程度の賃金である。かりに一カ月休まずに三〇日働いたと

しても、「機械」で八円、「蚕糸・繰糸」で九円程度¹⁸。明治三十年代において、横山源之助は「職工にして日七十銭以上の収入あるか然らざれば独身なるか、然らざれば父母妻子に他の職業ありて生活を補ふことなければ、一に家長者の賃金のみを以てしては到底一日の生活を能くする能はざるなり、而も日に七十銭以上の収入ある者、多数職工中果して幾割あるべきぞ」（『日本之下層社会』教文館、一八九九年四月）と指摘しているが、一〇年たつてもほとんどの労働者の賃金は七十銭に達していない。中川清によると、「実支出階層一五円未満の工場労働者は、おおむね独身で、その支出構造としては『細民』と類似して」いた¹⁹というが、男性の賃金で以上のような有り様であり、まして独身女性の経済的自立はかなり困難であったことがわかる。

また、いわゆる「職業婦人」を例にとってみてみると、時代は下って貨幣価値も異なるが、村上信彦が紹介する大正十三（一九二四）年の東京市社会局の調査によると、女性の一カ月の平均賃金は、教師が六七円二三銭、タイピストが四〇円二七銭、事務員が三二円、店員が三三円二五銭、看護婦が三九円一三銭、交換手三五円六〇銭であり、女性一人で十分暮らしていけるのは教師だけだ²⁰という。晶子のいう「男も女も自分一人に要する衣食の資力だけを各自に何等かの労働で取得すること」は、現実味が乏しかった。その意味で、女性の経済的自立を求める言説は、多くの子どもを抱えながらも作家としての活動で家計を支えた晶子自身の個人的な体験に強く裏打ちされたものであったといえよう。ただし、その後、晶子は、一条忠衛の「生活費用の計算に於て、夫婦は月

末に同額を支出すべしと云ふやうな乱暴な意味では無く、只だ夫婦は各自の實力に従つて自己の家庭の爲には自弁者たるべしと云ふ意味である」（『夫婦の扶養義務』「六合雑誌」）という言葉を肯定的に引用しており（『平塚さんと私の論争』「太陽」一九一八年六月）、²¹「現実的な」提言に修正している。

六

こうした中で、晶子は、女子教育をめぐる当時の論壇の動向に對して期待をかけている。「過去一年の回顧」（一九二〇年二月）には「私の嬉しく思ふことは、女子教育に對する文部省の思想が夜が明けたやうに遽かに新しくなり、従来の賢母良妻主義から解放されたことです」とある。晶子が一例として挙げているのは、文部省督学官野田義夫の次の言葉である。

女子の天職を良妻賢母に限りて之を窮屈に考へ、凡そ女子の爲すべき仕事は妻の仕事か母の仕事かに限らなければならぬ。その孰れにもつかぬ仕事をするのを恰も罪惡を犯す如くに考ふるのは、最早旧時代の思想である。女子の職業問題は早くに解決がついて居る。未婚の女子、または結婚して余裕のある女子が独立自助のために収入ある職業に従事することは、何等不都合は無いのである。寧ろ女子は良妻賢母たる外には何事をも爲すべからずとして、未婚者をして怠惰に日を送らしめ生活難に陥らしむる方が人道の上から考へて不都合であると思ふ。

晶子は、ここに「良妻賢母主義」からの「解放」を読み取っているのだが、よく読むと、良妻賢母主義そのものを否定しているのではなく「拡張」にすぎないこと、「未婚の女子、または結婚して余裕のある女子が自立自助のために収入ある職業に従事することは、何等不都合は無い」と述べるなど、晶子のいう「女性の経済的独立」や「汎労働主義」とは大きな距離があることは見過ごせないだろう。この「良妻賢母主義の再編」（小山静子）を女性の解放とうけとつたのは、女性の経済的自立が困難であることを認識せざるを得なかった晶子だったからこそ過度の期待によるものと言えよう。新しい良妻賢母像について、小山静子は「家事・育児をうまくこなすだけでなく、主婦として家庭の『主人』となり、夫と対等な関係を保てる女性であったり、家事・育児に支障のない範囲で職業に従事する女性、社会事業に参加する女性、『女らしさ』を社会で発揮し、社会の改善に尽力する女性、など」であり、「結果的には、職業と家事・育児との二重負担を女に課する機能をもつことにもなる」と指摘している。ちなみに、小山は女性に職業が期待されるようになったのは、「欧米諸国との対抗上、第一次大戦後においては、女はもはや家庭内役割だけに甘んじていられる存在ではないと認識されたから」だと指摘している。²¹ 付言すれば、女性の主婦化が可能となったのは戦後のことであり、戦前は、中流以上の女性でも経済的に余裕のあったのは部分的にしかありえなかったことを鑑みるならば、女性が「家事・育児に支障のない範囲で職業に従事する」ことは、企業と国家の

要請でもあったといえよう。

そして、一方で、一九二〇年代には「家族賃金」という考え方が浮上してくる。夫の賃金だけで、家族を養うことが出来る賃金である。

七

晶子の評論に「賃金の標準率」（『横浜貿易新報』一九二〇年一〇月一〇日、一〇月二十四日）というものがある。ここで、晶子は「世界平和条約」（一九一九年五月に締結されたヴェルサイユ条約のことと思われる）の中に、賃金の標準に「その時、及びその国に於て相当と認めらる、生活程度を維持するに足る労賃を被傭者に支払ふべき事」とあるが、それが「甚だ漠然として」おり、「労働に服して居る本人一人の生活を維持するだけのもの」なのか、「労働者自身の生活費と共にその家族の生活費をも含むもの」なのかと疑問を投げかける。そして、次のように書いている。

現状に於ては、全くこの区別が無いのですから、一人の賃金労働者や俸給労働者に多数の家族が寄食して、自身の労働者が受けるものと同額の賃金の中に、その多数の家族が、現在の基準的生活程度から見て遥かに以下の、貧弱極まる惨めな生存を辛うじて維持して居る有様です。之がために、扶養の責任を持つ労働者は、一定の労働時間以上に内職をし、夜業を続けて、出来るだけ多くの賃金を収めようと努力します。その結果は過労に由る能率の退化となり、労働成果の粗悪と

なります。また家族の内職奨励となつて、教育期にある幼年及び未成年の男女を早くも賃金奴隷に墮落させて仕舞ひます。また此事の悲惨を透察する独身労働者は、次第に結婚を躊躇し家庭生活を回避するに到ります。

「結婚の新様式」では結婚に必要な条件として「その各自の収入を持ち寄つて、その収入の程度で或は間借りをし、或は一戸を借りて合資的協同生活を営むこと」を挙げていた晶子だが、右の文章の論理を敷衍すると「家族賃金」の整備を求めることになつてしまふ。^{22, 23}

「家族賃金」という考え方は、「男性を家族の扶養者、女性と子供を被扶養者と想定」したもので、「『男性は外で働き、女性は家庭を守る』という近代的性別分業構造をその前提と」（木本喜美子²⁴）したものである。日本では、第一次世界大戦後、一九二〇年代に工場労働者の賃金や生活水準が上昇するなかで、年功序列賃金、終身雇用、企業別組合といった、日本的労使関係の形成とともに「家族賃金」の考え方が普及していった。ただし、戦前は、中間層、新中間層と大工業大経営の労働者のごく一部で採用できたに過ぎず、広く普及するのは、戦後のことである。²⁵しかし、このような観念が普及していったことの意味は大きい。そして、晶子もまたその論理に加担してしまつたことになる。²⁶

また、一九一一年に成立し、五年後の一九一六年に施行された工場法は、女子の保護をうたう一方で、性別分業の思想形成に大きな役割を果たしていった。²⁷晶子がらいてうに「良妻賢母主義と

云ふ古臭い思想を色揚して新しく見せ掛けようとするものが、近頃の母性保護説」（『女性の偏重』「横浜貿易新報」一九一八年七月一日）と指摘したのもあながち間違いではなかつたのである。

このような状況にあつて、女性の労働力率も一九三〇年には、五〇パーセント以下となつてゐる。千本暁子は、明治以降のさまざまな階層において、夫の収入だけで家計費が賄えるようになった時期について、俸給生活者、工場労働者、都市下層といった階層を対象に明らかにしているが、それによると、妻が勤労収入を得ることのない官吏や上層の会社員はもちろん、大正期には上層の工場労働者の妻が専業主婦化する傾向がみられるようになり、一般の工場労働者の妻も、工場労働から内職へ、さらに専業主婦へという動きを示したという。そして、「昭和初期には、官吏・会社員・教職員といった俸給生活者や工場労働者においては、妻の収入の有無や多寡にかかわらず、夫の収入だけで家計を賄うことができようになった」という。²⁸

それは、「家族賃金」観念が普及し、「女性が有利な稼得機会から排除され、『女性の居場所は家庭』という言葉が流通するなかで、女性は低賃金職種に釘づけにされ」る状況と表裏一体のものであり、その「最大の犠牲者は、男性稼得者をもたない未婚の女性、未婚の母、寡婦であり、彼らは貧困者として再生産されざるを得なかつた」（木本喜美子²⁹）。このような状況に対して、晶子も母性保護論争の中で「我国の無産階級の妻や母が平生は良人の労働価値を頼んで寄食し、一旦良人が亡くなり、若くは良人と離婚して後に初めて不慣れな能率の乏しい労働に由つて経済的に独立

し、併せて家族を養はうとする悲惨な事例を見るだけでも、私は女子の経済的労働を必要とせずに居られません」（「労働と婦人」「横浜貿易新報」一九一八年一〇月二〇日、二七日）と指摘していたはずだった。

また、「女性の経済的自立は家庭様式を破壊せず」（「女の世界」一九二二年三月）などの評論を書き継ぐなど、晶子自身の考えに主観的にはぶれはなかったといっている³⁰。しかし、その後の経済や社会をめぐる状況は、「女性の経済的自立」という晶子の考えをますます「現実性のないもの」へと追いやっていった。

八

「家族賃金」という観念が普及する中では、未婚の女性も排除される。その問題が顕著に表れたのが、世界恐慌後のことで、晶子も、女子の結婚難の問題として論じている。

女子の結婚難が今年に至つて一層甚だしくなつた原因は、結婚年齢の男子が自己一身の経済的独立が得られないために、結婚を回避する事である。（「物質生活の制約」「横浜貿易新報」一九二九年一二月二九日）

今は多数の男子が経済的弱者として独立し難くなつたために、この謂ゆる良風美俗（媒妁結婚のこと。ただし皮肉としてこの言葉を使用―引用者）も崩壊期に入つた。男子は経済的寄生者としての妻を結婚の名によつて購ふだけの資力を持

たないのである。（「男女の貞操」「横浜貿易新報」一九三〇年二月二三日）

ここで、晶子は男性の経済上の悪化が女性の結婚難をもたらしたと分析しているが、「社会政策その他」（「横浜貿易新報」一九二九年一月二七日）という文章では、「私は早くから女子の経済的独立を唱へて来た。併し今日は男子さへ職業難である時代に、女子に与へられる新しい職業的余地があらうとは考へられない」と諦めに似た発言を残している。

かつて、平塚らいてうが、「あなたの所謂経済的独立が旺盛になつて、総ての男女が、労働市場に赴いた時、そこにどんなことが起るでせう。一寸考へただけでも、労働力の過剰、それに伴ふ賃金の低下と就職難、男女労働者間の競争、それに伴ふ男子労働者の賃金の低下と生活難といふやうなことが数へられると思ひます」（「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子氏に寄す」「婦人公論」一九一八年七月）と晶子を批判したとき、晶子は次のように反論した（「労働と婦人」前掲）。

反対論者は女子の労働者の殖える事は、男子の労銀を低下させる事だと云ひます。《中略》たとひ低下するにしても、是迄は良人一人の労働で収めて居た丈の賃金を夫婦二人の労働で収めるなら其れでも好いと思ひます。良人一人の労働の時には妻は道徳的に愧づべき遊惰な寄生者であつたのが、賃銀は少くても、今は立派な労働道徳の実行者として自治独立

の満足があります。

女子が労働を分担する事になれば、一般の労働時間が非常に短縮され、その余裕の時間を以て、男も女も経済以外の高級な生活条件、即ち学問芸術と云ふやうな精神的方面の満足と創造とに今日に幾倍して努力する事が出来るでせう。

しかし、一九三〇年代の晶子の発言はやや悲観的である。「女子の結婚難」(「横浜貿易新報」一九三五年二月一日)という文章でも、「男子の就職難のためと、就職しても妻子を養ふだけの定収が容易に得られない」ため、女子の結婚難がみられることを指摘し、「女子の職業生活」への進出に言及するが、教育界では既に行き詰まり、女店員やカフェの女給は「真面目な男子から妻として歓迎せられない結果にもなり易い」という。そして、ほかの女性労働への言及はないまま、「男子の人物さへよければどんな身分がひへでも、どんな遠方へでも良縁として嫁せしめ、娘達も喜んで嫁すべきである」などと述べている。そして、さらに「病弱な女子は結婚を避けなければならないけれど健康で且つ怠け者でない女子は、大に日本が伸びようとする此の新時代に、良人と共稼ぎをしつつ、国民中の健全分子として、間接直接に国家の進運に貢献しようとする、勇ましい意識を持つべきである」と述べる。これらの発言は、従来ものからすると「後退」の感は否めないだろう。一九三〇年代の女性労働をとりまく環境と「結婚」をとりまく環境は、晶子の「結婚」観自体に「妥協」を強いていったのである。

九

晶子の「結婚」論には、大きな二つの柱があり、一つが「愛情」を基礎とすること、二つめが女性の経済的自立である。女性の経済的自立が大事なものは、男女が対等であってはじめて、「真の精神生活」、「結婚生活」が営まれるからである。

しかし、晶子が生きた時代、女性の労働力率は低下しつづけた。一九一〇年に六〇パーセントあったものが、一九三〇年には五〇パーセント以下となっていた。それは、夫の賃金だけで生活できる層が広がり、性別役割分業が広がっていったことを意味している。晶子は、一貫して「女性の経済的自立」を訴え続けたが、その主張は手厳しい「現実」を前にして後退を余儀なくされていた。また、晶子の主張にはいくつかの問題点も含まれているように思われる。それは、詩「女は掠奪者」で、「女」を「掠奪者」とし、男を「掠奪される者」としたように、「男性」を免罪し、男性を基準とする論理を内包していることである。それは、「労働と婦人」において、「女子が労働を分担する事」といった言葉を使ったことにも通じ、「家族賃金」を推し進める論理を展開したことにもみられる。

しかしながら、晶子が論じた女性の経済的自立という問題は、その時代の先端のものであったし、それは今日においても十分検討されるべきものであろう。

〈注〉

- 1 夫婦間の葛藤は、たとえば、次のような歌にみられる。
秋くれば夜毎めでたき夢を見ぬ妬心の人も悪心の子も
〔朱葉集〕一九一六年一月
- 2 女には懺悔を聞きて更に得る病ありとは知らざりしかな(右同)
折ふしに男の心まよはずばいやが上にもめでたきものを
〔晶子新集〕一九一七年二月
- 3 菅野聡美は、平塚らいてうや与謝野晶子は、「恋愛結婚の実践者」であり、「この時代において強者」であって、「恋愛はできて当たり前、できない弱者になど興味がなかったのではないか」(『消費される恋愛論 大正知識人と性』青弓社、二〇〇一年八月、一八三頁)と述べているが、少なくとも晶子に関しては訂正されなければならない。
- 4 大正期の恋愛論のバイブルとでもいべき厨川白村の「近代の恋愛観」には「特に経済上の独立を有しない人―殊に婦人が、愛なき結婚関係によつて自己の物質生活の安固を得るが如きは、何と考へても一種の奴隸的売淫生活であり、野蠻時代の売買結婚の遺風に過ぎない」(『東京朝日新聞』一九二一年九月三〇日―一〇月二九日)という言葉があるが、そこから女性の経済的自立の主張へとは展開されていかない。
- 5 香内信子「解題」(『資料 母性保護論争』ドメス出版 一九八四年一〇月)
- 6 晶子は、「婦人公論」の「細君の俸給」に関するアンケートに答えて、「妻に俸給を出すと云ふ思想は、やがて父母にも良人にも金銭の報酬を出すと云ふ結論にまで達します」(『婦人公論』一九二六年六月)と述べており、家事労働に賃金をという考え方に対しては疑問を投げかけている。
「文化主義」について、晶子は、リップスの「倫理学の根本問題」や高田保馬、左右田喜一郎から教えを受けたものであり、「人間が自発的、創造的、有意的の努力をして作り上げた事象の全体」と説
- 7 明している(『婦人改造の基礎的考察』)。
小山静子「与謝野晶子における女性解放思想―良妻賢母主義教育批判を中心に―」(『日本女性学会「女性学年報」第四号、一九八三年十一月)
- 8 当時の子育てについては、沢山美果子「子育てにおける男と女」(『女性史総合研究会編『日本女性生活史 第4巻近代』東京大学出版会、一九九〇年八月)を参照。なお、与謝野家が女中を雇っていたことや、通勤の必要のない文筆活動だったことなど、晶子に「経済的自立」を可能にさせた条件も考慮すべき必要はあるが、本稿では晶子の見解自体の同時代的意義に焦点を置いた。
- 9 小山静子「良妻賢母という規範」(『勁草書房、一九九一年一〇月)。
なお、晶子は子育てについても「源氏物語の宇治の八の宮は一生再婚を避けて、夫人の忘れ形見である最愛の二女を男手一つで鞠育せられ、また史上の実在者である関白藤原兼家は、母后を失はれた孫の三人の親王を己が懐に入れて育てました。かうして子供は男親の手でも育てられるのです」(『寒菊の葉』『女人創造』一九二〇年五月)と指摘し、「最も望ましい家庭は、一対の相愛した男女が、公平にその家庭の責任を分担しながら建設して行く家庭です」と書くなど、王朝時代を模範として男女協同の子育てを推奨している。
- 10 「与謝野晶子―町人の自立と女性の自立」(『女性学研究』7 一九九九年三月)
- 11 なお、経済企画庁『国民生活白書(平成9年版)』(一九九七年一月)及び総務省統計局「平成七年国勢調査最終報告書 日本的人口(資料編)」によると、一九二〇年の労働力率は、男性が九二・二パーセントで労働力人口(就業者数に完全失業者を加えたもの)は一六三十四万人、女性は五三・四パーセントで労働力人口は、九五二万人となっている。労働力率は、(労働力人口÷十五歳以上人口)×百による。労働力人口は、就業者数に完全失業者を加えたもの。一九四〇年以前は、有業者を労働力人口として扱っている。
- 12 田崎宣義「女性労働の諸類型」(『女性史総合研究会『日本女性生活
- 13

- 史 4 近代」東京大学出版会 一九九〇年八月）掲載の「男女別人口と有業者数」及び「産業別有業者数」による。いずれも「国勢調査報告」によったもの（一六六、一六七頁）。なお、これによると、女性の工場労働者は、一五八万人となる。また、晶子は鉱業もいれているので、女性の鉱業の有業者〇・九パーセントを加算すると、一六七・七万人ほどになる。晶子が挙げている数字より多くの女性が工場労働者、鉱業労働者として働いていたことになる。
- 14 前掲、経済企画庁『国民生活白書（平成9年版）』五頁。
- 15 落合恵美子『21世紀家族へ 第三版』（有斐閣、二〇〇四年四月）掲載の「日本における年齢別女子労働力率の変化」vii～ix頁。
- 16 姫岡とし子『ジェンダー化する社会』（岩波書店、二〇〇四年三月）一七八頁。
- 17 森喜一『日本労働者階級状態史』（三一書房、一九六一年七月、新装版一九七四年、一六一頁）「明治45年の職種別賃金」（農商務省統計表。帝国統計年鑑による）を参照。また、川東英子「日本の労使関係の源流——一九二〇年代の近代的労働者の創出と性別分業の成立——」（三七義子編『叢書現代の経済・社会とジェンダー 第3巻 日本社会とジェンダー』明石書店、二〇〇一年二月）を参照した。
- 18 これは、大正八年頃においてもあまり変わらない。村上信彦『大正期の職業婦人』（ドメス出版、一九八三年一月）が紹介している大正八年の社会政策学会編の『婦人労働問題』の業種別調査統計によると、女工の賃金は日給で、「機械及器具工場」で三〇銭、「製糸業」二九銭、「綿糸紡績業」三三銭である。
- 19 中川清『日本の都市下層』（勁草書房、一九八六年）六八頁。
- 20 前掲、村上信彦『大正期の職業婦人』七八頁。
- 21 注9に同じ。一六八頁、一五五頁。
- 22 これに先立ち、母性保護論争の論客の一人である山田わかは、「母の生活をして余裕あらしめよー最小限度労銀法制定の必要」（『婦人公論』一九一九年三月）で、「母の生活を余裕あるものとすため」の「父の、則ち、男子の労銀問題」として、「労銀は家族の必要を基礎として規定すべしと云ふ根本原則」を確立することを訴えている。
- 山田わかは、母性保護論争において、「今後の婦人問題は男女の同等を主張するのではなく、如何にして男女の調和を計るか、如何にして健全なる家庭を造るかにある。夫や子供を無視して自我の確立と云ふ様な事は全く空想である」とし、「婦人の心身の全力を家庭に引戻して神聖なる婦人の天職を全うする事を希望」する（今後の婦人問題を提唱す）『女、人、母』一九一八年）と述べるなど、晶子や山川菊栄らと鋭く対立していた。また、晶子に対して、わかには「与謝野氏の主張さる、婦人の独立は、収入の独立でありますから、そして収入のうちでも最も確実なものは夫、又は国家に扶助料を要求するのでありますから、氏の排斥さる、夫、又は、国家に支出を要求する事によつて、始めて其の独立は得らるゝ事になります」（母性保護問題——与謝野氏と平塚氏の所論に就て）『太陽』一九一八年九月）と批判していた。このように、晶子の主張とは最も対立する立場と思われた山田わかはの主張と晶子とが接点をもったことになる。
- なお、山田は論争の中でドイツなどの女性保護規定について紹介しているが、一九二〇年には母性保護法制定促進婦人連盟の初代委員長になっている。ドイツの女性保護規定が、ジェンダーの差異化に貢献したことについては、姫岡とし子「ドイツと日本における女性保護規定」を（『ジェンダー化する社会』）参照。
- 23 加藤千香子「戦間期における女子労働者と労働政策」（大口勇次郎編『女の社会史 「家」とジェンダーを考える』山川出版社、二〇〇一年三月）も、「森本（厚吉）引用者」の提言や『規約』（ヴェルサイユ条約の中の「国際労働規約——引用者）が「生活給」賃金の提言に止まっていたのに対して、与謝野は『家族の生活費』まで含んだ賃金、すなわち『家族賃金』の問題に議論を進めたことがわかる」と指摘している（同書三〇〇～三〇一頁）。
- 24 木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房、一九

九五年一月）六二～六三頁

25 木本喜美子「家族と企業社会―歴史の変動過程」（渡辺治編『変貌する企業社会―日本』旬報社、二〇〇四年七月）、木本喜美子「現代日本の女性」（後藤道夫編『日本の時代史28 岐路に立つ日本』吉川弘文館、二〇〇四年九月）参照。

26 ただし、木本（注24）によれば、「家族賃金」の観念の成立に関しては、労働運動も自分たちの利益にかなうものとして自分たちの戦略として採用し、支持した。それは、加藤千香子も指摘するとおり、日本の労働運動においても同様だった。山川菊栄も男子労働者の雇用と労働条件安定の問題を優先して論じたという。（注23、三〇一～三〇三頁、二九九頁）。

なお、加藤は、「国際労働規約」の項目にある「男女同一価値労働同一賃金」について触れつつ、社会政策学者である河田嗣郎が、「男女同一価値労働同一賃金」原則を主張するとともに、「家族賃金」についても批判的だったことを紹介している。しかし、加藤の言うようにそうした主張は「当時の日本では少数にとどまったのではないかと思われる」（右書、二九七～二九九頁）。なお、河田は、明治四十三年に発表され、発禁処分を受けた『婦人問題』（隆文館）で、女子を「独自一個の生計」を立てることの必要性を訴えるなど、女性の経済的自立を説いており、その主張の一貫性が際立っている。

27 工場法の制定と性別役割分業の関係については、前掲姫岡『ジェンダー化する社会』、竹内敬子「工場法とジェンダー―1911年工場法と女性をめぐる『仮説』の受容―」（三宅義子編『叢書現代の経済・社会とジェンダー 第3巻 日本社会とジェンダー』明石書店、二〇〇一年二月）を参照。

28 千本暁子「日本における性別役割分業の形成―家計調査をとおして―」（荻野美穂ほか『制度としてのへ女―性・産・家族の比較社会史』一九九〇年七月）

29 前掲注25、木本喜美子「家族と企業社会―歴史の変動過程」

30 ただし、この文章でも「屋外に於て男子の労働を補佐」する女性た

ちを「自労自営の生活の一端を實行して居る」として、それをよしとみている。「男女相互の経済的独立」を主張してきたかつての晶子からすると後退の感は否めない。

※与謝野晶子の本文は、『鉄幹晶子全集』（勉誠社、二〇〇一年二月）及び、『与謝野晶子評論著作集』（龍溪書舎、二〇〇三年）を使用した。なお、本文の評論の題は、単行本収録の際の題を使用している。また、母性保護論争に関する諸論文に関しては、香内信子編『資料母性保護論争』（ドメス出版、一九八四年一〇月）を使用した。

※本稿は、神戸山手短期大学キャリア・コミュニケーション学科の「結婚」特集の一環として、執筆された。